本書の利用方法

百選番号は、刑事訴訟法判例百選「第10版」に準拠しています。

*

まずは、本書の巻頭に付属する問題集を使って、自分で問題文を解析し、答案構成をしてみてください。時間があれば、実際に答案を作成してみてもよいでしょう。

次に、解いた問題の解説・答案構成・解答例を読みます。その際には、解説に記載されているような正しい思考方法で問題文を解析することができていたかどうかを必ず確認してください。問題文を読んで、解説に記載されている条文・判例を思い出すことができなかった場合、正しい思考方法が身に着いていない可能性があります。解説を読んで、どのような思考方法で問題を処理すべきだったのかを確認し、自分の弱点を認識するようにしてください。

*

以上のようなマクロな視点で思考方法を確認すると同時に、解説に記載されている判例や学説の知識があやふやな場合には、自分が用いているテキストや論証集に戻って理解を確認するようにしましょう。問題を解く過程において、知識や理解を確認することで、効率的な学習が可能になります。

*

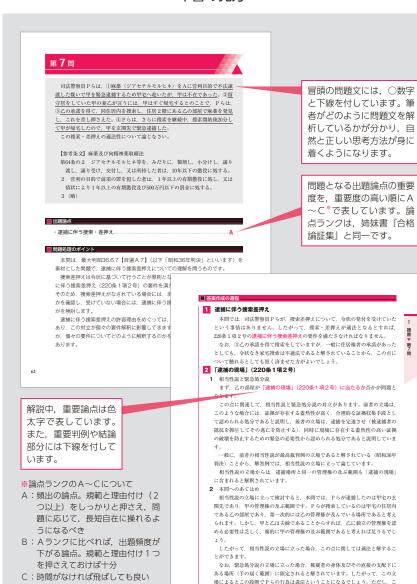
できなかった問題には、付箋を貼るなどして、問題を忘れた頃にもう一度チャレンジするようにしましょう。記憶が新鮮なうちに解き直してみても、記憶に頼って解答してしまっている可能性があり、本当に正しい思考方法が身に着いているのか確認できません。

解き直してみた時に、以前と同じ誤りを犯してしまっている場合には、正し い思考方法が身に着いていない証拠です。再度正しい思考方法を確認し、徹底 するように意識してください。

*

なお、解説と同じような思考方法をたどることができた時点で、その問題は クリアしたとみてよいでしょう。クリアした問題は、例えば判例の規範部分を 正確に再現できなかったとしても、再度解き直してみる必要はありません。そ れは、論証等、個々のパーツの精度を上げれば解消できる問題であって、思考 方法そのものは正しく身に着いているからです。思考方法が正しく身に着いて いれば、何度解き直しても同じような解答を導き出すことができます。

本書の見方



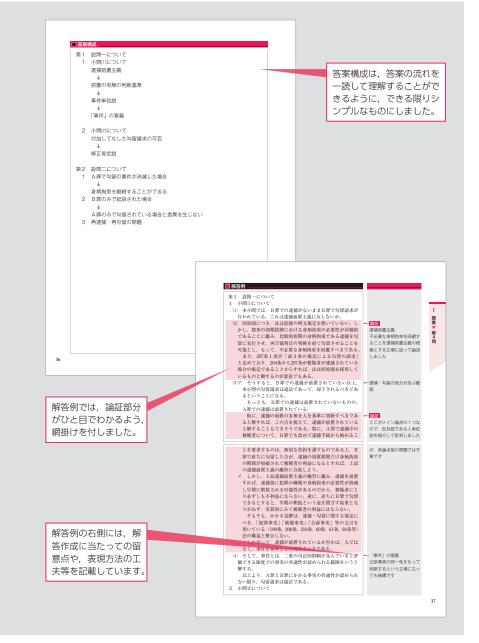
のように解してしまうと、家人や共犯者など被疑者以外の第三者による証拠隠滅

を防ぐことができませんので、若干場所的限界を拡張して解釈しようとする動き

本書掲載の論点は、重要なものを

厳選していますが、皆さんの可処分

時間に応じて、ランクに基づいた柔 軟な学習をしてください。



vi vii

目 次

| はしがき | : |
|---------|------|
| 本書の利用方法 | · iv |
| 木聿の目方 | . v |

I 捜 査

| 第1問 | | | | . 2 |
|-----------|----|-------------|----|-----|
| 出題論点 | 3 | 解答例 | 8 | |
| 問題処理のポイント | 3 | 合格者の問題メモ | 10 | |
| 答案作成の過程 | 3 | 合格者の答案構成 | 10 | |
| 答案構成 | 7 | 合格者の答案例 | 11 | |
| 第2問 | | | | 13 |
| 出題論点 | 13 | 解答例 | 18 | |
| 問題処理のポイント | 13 | 合格者の問題メモ | 20 | |
| 答案作成の過程 | 14 | 合格者の答案構成 | 20 | |
| 答案構成 | 17 | 合格者の答案例 | 21 | |
| 第3問 | | | | 23 |
| 出題論点 | 23 | 解答例 | 28 | 23 |
| 問題処理のポイント | | 合格者の問題メモ | | |
| | 24 | 合格者の答案構成 | 30 | |
| 答案構成 | 27 | 合格者の答案例 | 31 | |
| 第4問 | | | | 33 |
| 出題論点 | 33 | 解答例 | 37 | 33 |
| 問題処理のポイント | | 合格者の問題メモ | 39 | |
| 答案作成の過程 | 33 | 合格者の答案構成 | 39 | |
| 答案構成 | 36 | 合格者の答案例 | 40 | |
| | | 口信句の音楽的 | 40 | 42 |
| おり回 | | 47744- /Eil | | 42 |
| 出題論点 | 42 | 解答例 | 46 | |
| 問題処理のポイント | | 合格者の問題メモ | | |
| 答案作成の過程 | 42 | 合格者の答案構成 | 48 | |
| 答案構成 | 45 | 合格者の答案例 | 49 | |
| 第6問 | | | | 51 |
| 出題論点 | 51 | 解答例 | 57 | |
| 問題処理のポイント | | 合格者の問題メモ | 59 | |
| 答案作成の過程 | 52 | 合格者の答案構成 | 59 | |
| 答案構成 | 56 | 合格者の答案例 | 60 | |
| 第7問 | | | | 62 |
| 出題論点 | 62 | 解答例 | 67 | |
| 問題処理のポイント | 62 | 合格者の問題メモ | 69 | |
| 答案作成の過程 | 63 | 合格者の答案構成 | 69 | |
| 答案構成 | 66 | 合格者の答案例 | 70 | |
| | | | | |

| 第8問 | | | | | 72 |
|-----|-------------------|----------|-----------------|----------|----|
| | 出題論点 | 72 | 解答例 | 77 | |
| | 問題処理のポイント | 72 | 合格者の問題メモ | 79 | |
| | 答案作成の過程 | 73 | 合格者の答案構成 | 79 | |
| | 答案構成 | 76 | 合格者の答案例 | 80 | |
| | | | | | |
| 第9問 | | | | | 82 |
| 第9問 | 出題論点 | 82 | 解答例 | 87 | 82 |
| 第9問 | | | | | 82 |
| 第9問 | 出題論点 | 82 | 解答例 | 87 | 82 |
| 第9問 | 出題論点 問題処理のポイント | 82 82 | 解答例 合格者の問題メモ | 87 89 | 82 |

Ⅱ 公訴の提起

| 第10問 | | | | | 94 |
|------|-----------|-----|----------|-----|-----|
| | 出題論点 | 94 | 解答例 | 98 | |
| | 問題処理のポイント | 94 | 合格者の問題メモ | 100 | |
| | 答案作成の過程 | 95 | 合格者の答案構成 | 100 | |
| | 答案構成 | 97 | 合格者の答案例 | 101 | |
| 第11問 | | | | | 103 |
| | 出題論点 | 103 | 解答例 | 108 | |
| | 問題処理のポイント | 103 | 合格者の問題メモ | 110 | |
| | 答案作成の過程 | 104 | 合格者の答案構成 | 110 | |
| | 答案構成 | 107 | 合格者の答案例 | 111 | |
| 第12問 | | | | | 113 |
| | 出題論点 | 113 | 解答例 | 119 | |
| | 問題処理のポイント | 113 | 合格者の問題メモ | 121 | |
| | 答案作成の過程 | 114 | 合格者の答案構成 | 121 | |
| | 答案構成 | 118 | 合格者の答案例 | 122 | |
| 第13問 | | | | | 124 |
| | 出題論点 | 125 | 解答例 | 131 | |
| | 問題処理のポイント | 125 | 合格者の問題メモ | 133 | |
| | 答案作成の過程 | 125 | 合格者の答案構成 | 133 | |
| | 答案構成 | 130 | 合格者の答案例 | 134 | |
| | | | | | |

Ⅲ 公判手続

本項目に該当する問題は掲載していませんが,体系を意識 して学習することは有益であるため,項目名を残しています。

本書収録問題一覧

IV 証拠法

| 第14問 | | | | | 140 |
|---------------|----------------|-----|-----------|-----|------|
| | 出題論点 | 140 | 解答例 | 148 | |
| | 問題処理のポイント | | 合格者の問題メモ | | |
| | 答案作成の過程 | | 合格者の答案構成 | | |
| | 答案構成 | 147 | 合格者の答案例 | 151 | |
| 第15問 | | | | | 153 |
| | 出題論点 | 153 | 解答例 | 157 | |
| | 問題処理のポイント | 154 | 合格者の問題メモ | 159 | |
| | 答案作成の過程 | 154 | 合格者の答案構成 | 159 | |
| | 答案構成 | 156 | 合格者の答案例 | 160 | |
| 第16問 | | | | | 162 |
| | 出題論点 | 162 | 解答例 | 166 | |
| | 問題処理のポイント | 162 | 合格者の問題メモ | 168 | |
| | | 163 | 合格者の答案構成 | | |
| | | 165 | 合格者の答案例 | 169 | |
| 第17問 | | | | | 171 |
| 30 17 [U] | 出題論点 | 171 | 解答例 | 174 | 1/1 |
| | 問題処理のポイント | | 合格者の問題メモ | | |
| | 答案作成の過程 | | 合格者の答案構成 | | |
| | | 173 | 合格者の答案例 | 177 | |
| 松 10月月 | 二木 (時)及 | 173 | | | 4.70 |
| 第18問 | ILIETZA E | | ATIMA ITI | | 1/9 |
| | 出題論点 | | 解答例 | 186 | |
| | 問題処理のポイント | | 合格者の問題メモ | | |
| | 答案作成の過程 | | 合格者の答案構成 | | |
| | 答案構成 | 185 | 合格者の答案例 | 189 | |
| 第19問 | | | | | 191 |
| | 出題論点 | 191 | 解答例 | 195 | |
| | 問題処理のポイント | 191 | 合格者の問題メモ | 197 | |
| | 答案作成の過程 | 192 | 合格者の答案構成 | 197 | |
| | 答案構成 | 194 | 合格者の答案例 | 198 | |
| | | | | | |

V 公判の裁判

| 第20問 | | | | | 202 |
|------|-----------|-----|----------|-----|-----|
| | 出題論点 | 202 | 解答例 | 207 | |
| | 問題処理のポイント | 202 | 合格者の問題メモ | 209 | |
| | 答案作成の過程 | 203 | 合格者の答案構成 | 209 | |
| | 答案構成 | 206 | 合格者の答案例 | 210 | |
| | | | | | |
| 判例索引 | | | | | 212 |

第1問

A県B市内のC交差点では、飲酒運転による事故が多発していた。そこで、これを予防するため、B警察署は、自動車検問を実施することにした。担当に当たったPは、夜10時から、C交差点を通行する自動車全台を対象として、停車させ、免許証の提示を求めるとともに、必要があると判断された場合には、呼気検査の方法により、体内のアルコール濃度を計測することにした。Pは、以上の方法に従い、C交差点を通行したXの運転する自動車を停車させ「自動車検問を実施しております。申し訳ありませんが、免許証を見せてもらえますか。」などと言い、Xに免許証の提示を求めた。Pは、免許証を確認した後、Xに対して質問をし、Xが通勤目的で運転していること、毎日自動車で通勤して交差点を通ること等を聴取したが、特に不審な言動等が見受けられなかったため、停車させてから1分30秒後に「ご協力ありがとうございました。気を付けてお帰りください。」などと言って、Xに対する検問を終わらせた。

その後、PがC交差点で待機していると、C交差点に向かってくるYが運転する自動車(以下「Y車」という。)を発見した。Y車は、C交差点の数100メートル手前まで来ると停車し、Yが自動車から降りて、ハンドバッグを抱えながら反対方向へと走って行った。Pは、これを見て不審に思い、Yを走って追いかけて行き、Yに手が届く距離まで来ると「ちょっと、あなた。停まってくださいよ。」などと声をかけた。しかし、Yが無言で走り続けようとしたため、Pは、Yの背後から左の肩に手を掛け、後方に向かって力を入れることで、Yを反転させて走行を阻止した。停止したYは、ハンドバッグを両手で抱えたまま、落ち着かない様子でいた。Pは、Yに対して、いきなり走り出した理由を繰り返し聞いたが、Yは「特に理由はありません。」などと言って取り合わなかった。そこで、Pは、大事そうに抱えているハンドバッグが怪しいと思い、ハンドバッグを見せるよう求めたが、Yがこれを拒否したため、これを取り上げた。Pは、取り上げたハンドバッグに封がされていなかったため、上から一瞥すると、中に拳銃が入っていたことから、Yをその場で、銃刀法違反の罪により、現行犯逮捕した。

PのX及びYに対する捜査の適法性について、論じなさい。

第1問

① A県 B市内の C 交差点では、飲酒運転による事故が多発していた。そこで、これを予防するため、 B 警察署は、 自動車検問を実施することにした。 担当に当たった P は、② 夜10時から、 C 交差点を通行する自動車全台を対象として、停車させ、免許証の提示を求めるとともに、必要があると判断された場合には、呼気検査の方法により、 体内のアルコール濃度を計測することにした。 P は、以上の方法に従い、 C 交差点を通行した X の運転する自動車を停車させ「自動車検問を実施しております。申し訳ありませんが、免許証を見せてもらえますか。」 などと言い、 X に免許証の提示を求めた。 P は、免許証を確認した後、 X に対して質問をし、 X が通勤目的で運転していること、 毎日自動車で通勤し C 交差点を通ること等を聴取したが、 特に不審な言動等が見受けられなかったため、 ③ 停車させてから 1 分30秒後に「ご協力ありがとうございました。 気を付けてお帰りください。」 などと言って、 X に対する検問を終わらせた。

その後、PがC交差点で待機していると、C交差点に向かってくるYが運転する自動車(以下「Y車」という。)を発見した。④Y車は、C交差点の数100メートル手前まで来ると停車し、Yが自動車から降りて、ハンドバッグを抱えながら反対方向へと走って行った。Pは、これを見て不審に思い、Yを走って追いかけて行き、Yに手が届く距離まで来ると「ちょっと、あなた。停まってくださいよ。」などと声をかけた。しかし、⑤Yが無言で走り続けようとしたため、⑥Pは、Yの背後から左の肩に手を掛け、後方に向かって力を入れることで、Yを反転させて走行を阻止した。⑦停止したYは、ハンドバッグを両手で抱えたまま、落ち着かない様子でいた。⑧Pは、Yに対して、いきなり走り出した理由を繰り返し聞いたが、Yは「特に理由はありません。」などと言って取り合わなかった。そこで、Pは、大事そうに抱えているハンドバッグが怪しいと思い、ハンドバッグを見せるよう求めたが、Yがこれを拒否したため、これを取り上げた。⑨Pは、取り上げたハンドバッグに封がされていなかったため、上から一瞥すると、中に拳銃が入っていたことから、Yをその場で、銃刀法違反の罪により、現行犯逮捕した。

PのX及びYに対する捜査の適法性について、論じなさい。

■出題論点

■ 問題処理のポイント _____

本問は、捜査法分野からの出題で、捜査の端緒に関わるものです。

司法警察活動としての捜査ではなく、行政警察活動としての職務質問や所持品検査が問題となる事案ですが、令状がない以上、「強制の処分」(197条1項ただし書)に至るような行為をすることはできません。このことは、警察官職務執行法(以下「警職法」と言います。)2条3項が「刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。」と規定していることからもうかがわれます。

したがって、「強制の処分」に当たる可能性のある事案であれば、第1段階として、 「強制の処分」該当性を検討しましょう。

「強制の処分」に当たらないとしても、司法警察活動における任意捜査の限界と同様に、行政警察活動においても、法の一般原則である比例原則が妥当するため、許容される行為については限界があります。このことは、警職法1条2項が「この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあってはならない。」と規程していることからもうかがわれます。

したがって、第2段階として比例原則違反の有無を検討しましょう。

■ 答案作成の過程

1 Xに対する捜査

1 無差別一斉検問の可否・法的根拠

本問では、②C交差点を通行する自動車全台を対象に自動車の停止を求めていますので、無差別の一斉交通検問が行われています。このような無差別の一斉検問は、「犯罪があると思料」(189条2項)されて行われるものではないため、司法警察活動たる捜査ではなく、また、不審車両を対象として行われるものでもないため、行政警察活動としての職務質問(警職法2条1項)にも当たりません。そこで、この無差別の一斉検問の適法性についていかに解するのか、検討する必要があります。

この点について、判例(最決昭55.9.22【百選A1】)は、「警察法2条1項が『交通の取締』を警察の責務として定めていることに照らすと、交通の安全及び交通

秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものである」として、警察法2条1項を指摘しています。この読み方については争いがあり、大きく分けて、これを法的根拠(授権規定)であると解する立場と、個人の権利・自由を侵害しないため個別の法的根拠は不要であるが、組織法上の根拠は必要であり、その意味で警察法2条1項を指摘したと解する立場があります。

前者の立場については、警察法2条1項は組織法上の根拠にすぎず、作用法上の根拠ではない(なお、組織法と作用法の違いは、行政法で学習します)との批判が、後者の立場については、一斉自動車検問は移動の自由の制約など個人の権利・自由を侵害するおそれのある警察活動であり、明確な法的根拠のないまま、これを適法とすることは危険であるとの批判がなされています。

説明さえなされていれば、どちらの立場でもかまいません。なお、解答例では 前者の立場によっています。

2 要件

判例(前掲最決昭55.9.22【百選A1】)は、「警察官が、(a)交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわりなく(b)短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などをすることは、それが(c)相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法」((a)~(c)、下線部筆者)であると解しています。

3 本問へのあてはめ

この読み方も、上記のいずれの立場によるのかによって変わってきますが、ここでは、あてはめを中心にみていくことにしましょう。

(a)については、①本件検問が行われたA県B市内のC交差点では、飲酒運転による事故が多発していたのであり、満たされるとみてよいでしょう。(b)については、③Xが実際に検問を受けた時間は1分30秒ほどであり、ごく短時間にとどまっています。(c)については、②停止させた後に免許証の提示を求めるというものであり、質問内容は、原則として運転目的等であり、呼気検査を求めるのは必要があると判断された場合に限られているのであって、自動車利用者への負担が過度にならないよう配慮されています。したがって、これもクリアします。

よって、上記要件は満たされているということができます。

2 Yに対する捜査

1 「停止させて」(警職法2条1項)の意義

まず、⑥ P が Y の走行を阻止した行為が、「停止させて」(警職法 2 条 1 項)に該当するかが問題となります。

職務質問の際の有形力行使の限界については、いくつかの判例による事案の蓄積があります(最決昭53.9.22、最決平6.9.16【百選2】等)が、本問のように、「停まってくださいよ。」という声を無視して走り続けている相手を停止させるため肩に手を掛ける程度の行為は、一般に適法と解されています(最決昭29.7.15)。

したがって、多論点型の問題など、書くべき事項がたくさんある問題では、論述量を抑える工夫をすべきですが、本間では、多数の論点を手際よく処理しなければならないわけではありませんので、ある程度の分量をとって論じてもかまわないでしょう。

2 承諾なき所持品検査の可否

- (1) 判例の立場
 - **ア** 次に、Pが、Yの承諾なくハンドバッグを取り上げて中を一瞥した行為の 適法性を検討しましょう。これはいわゆる**承諾なき所持品検査**に当たります。
 - イ 承諾なき所持品検査については、「捜索に至らない行為は、強制にわたらない」限り職務質問の付随行為として許される場合があるというのが判例(最判昭53.6.20【百選4】)です。本問では、封がされていないハンドバッグの中を一瞥したという態様にとどまるため、捜索に至らない(強制にわたらない)とみてよいでしょう。

なお、「捜索に至らない」ことと「強制にわたらない」ことの関係性については議論がありますが、判例の立場が明確ではない以上、答案において深入りする必要はないでしょう。

ウ さらに、判例(前掲最判昭53.6.20【百選4】)は、承諾のない所持品検査 の適法性を肯定するためには、「所持品検査の必要性、緊急性、これによっ て害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、 具体的状況のもとで相当と認められる限度においてのみ、許容される」とし ています。

これは、司法警察活動としての任意捜査の限界についての判例(最決昭51.3.16【百選1】)の判断基準「強制手段にあたらない有形力の行使であっても、何らかの法益を侵害し又は侵害するおそれがあるのであるから、状況のいかんを問わず常に許容されるものと解するのは相当でなく、必要性、緊急性などをも考慮したうえ、具体的状況のもとで相当と認められる限度において許容される」と似通っています。任意捜査の限界は、法の一般原則としての比例原則の現れであると解されており、その意味で行政警察活動たる所持品検査にも同様の基準が妥当するのは自然であるといえるでしょう。

したがって、任意捜査の限界についての判断と同様に、具体的な検査の箇所と態様などから認められる個人の権利が侵害される程度と、疑われている犯罪の重大性、物件所持の疑いの強さ、その物件の危険性の強さなどから認められる公共の利益とを比較衡量して決定することになります。

(2) 本問へのあてはめ

それでは、本間について検討していきましょう。

本問では、必ずしもYに特定の犯罪の嫌疑があるわけではありませんが、④ Yが自動車から降りて、ハンドバッグを抱えながら反対方向へと走って行って いること、⑤ Pが制止を求めたにもかかわらず、無言で走り続けようとしてい ること、⑦ハンドバッグを両手で抱えたまま、落ち着かない様子でいること、 ⑧停止後もPの質問に取り合おうとしないことからすれば、Yの言動は不審で あり、所持品検査を実施する必要性・緊急性は高いといえるでしょう。

一方で、⑨封がされていないハンドバッグの中を一瞥したという態様にとどまっており、被侵害利益たるプライバシー侵害の程度は軽微であるといえます。したがって、「具体的状況のもとで相当」であるといえ、Pの行為は適法であると結論付けることができます。

■ 答案構成

- 第1 Xに対する捜査の適法性
 - 1 無差別一斉検問の可否

 \downarrow

警察法2条1項説

1

2 目的の正当性,実施の具体的必要性,手段の任意性等

 \downarrow

3 あてはめ

1

- 4 適法
- 第2 Yに対する捜査の適法性
- 1 職務質問の適法性

1

「停止させて」(警職法2条1項)の意義

 \downarrow

必要性、緊急性等を考慮し、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容される

1

あてはめ

 \downarrow

適法

2 承諾なき所持品検査の可否

1

捜索に至らないこと、強制にわたらないこと

 \downarrow

必要性、緊急性等を考慮し、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容される

 \downarrow

あてはめ

.

適法

4

■ 解答例 _____

- 第1 Xに対する捜査の適法性
- 1 PはXに対し、自動車検問の方法に従い、自動車を停車さ せ、免許証の提示を求めるなどしている(以下「本件検問」 という。)。本件検問はA県B市内のC交差点で飲酒運転によ る事故が多発していたため、これを予防するために行われて いるから、交通違反の予防検挙を主たる目的とする一斉交通 検問である。

犯罪の嫌疑がある車両に対してのみ停止を求めるのであれ ← 論証 ば職務質問(警察官職務執行法(以下「警職法」という。) 2条1項)として許されるところ、嫌疑を前提としない無差 別の一斉検問は許されるのかが問題となるが、 自動車利用者 には取締りに協力する義務があること、警察法2条1項が警 察の職務として交通取締りを挙げていることから許されると 解する。

2 しかし、無制限に許されるというわけではなく、行政警察 活動といえども、国民の人権保障の見地から任意捜査と同様 の規制を及ぼす必要がある(警察法2条2項,警職法1条参

具体的な適法要件として、たとえば交通違反の多発する地 ←要件 域等の適当な場所に限定するなど、処分は、交通取締目的の ため、必要な限りで行われなければならない。また処分は、 目的達成のため相当なものに止まらなければならない。具体 的には、相手方の任意の協力を求める形で行われ、短時分の 停止を求め運転者などに対し必要な事項についての質問など

をするなど、自動車利用者の自由を不当に制約しない方法、 態様で行われることが必要であると解する。

3 本件検問が行われたA県B市内のC交差点では、飲酒運転 ←あてはめ による事故が多発していたのであるから. 交通取締目的のた め、必要な限りで行われているといえる。

次に、Xが実際に検問を受けた時間は1分30秒ほどであり、 ごく短時間にとどまる。また、本件検問は、停止させた後に 免許証の提示を求めるというものであり、質問内容は、原則 として運転目的等であり、呼気検査を求めるのは必要がある と判断された場合に限られているのであって、自動車利用者 への負担が過度にならないよう配慮されている。

したがって、本件検問は、自動車利用者の自由を不当に制 約しない方法、態様で行われているといえる。

- 4 以上より、任意の協力を求める形で行われている限り、X に対する捜査は適法である。
- 第2 Yに対する捜査の適法性
- 1(1) Yが自動車から降りて反対方向に走っていった行動は、 「不審な挙動」に当たり、何らかの犯罪を犯し、又は犯そ うとしている「相当な理由」が認められるため、Pは、Y に対して、職務質問(警職法2条1項)をすることができ る。では、Yの背後から左の肩に手を掛け、後方に向かっ て力を入れることでYを反転させて走行を阻止した行為は、←職務質問における有形力行 「停止させ」(同条項) る行為として許されるか。
- (2) 職務質問は、その性質は行政警察活動であるが、これに ← 論証

◆本件検問が犯罪の嫌疑を前 提とせず、交通事故の予防 を目的としていることを指 摘します

争いのない結論

←警察法2条1項説(これを 法的根拠(授権規範)とみ る見解によりました)

←職務質問の要件を確認

使の限界

より嫌疑が具体化するなどして任意捜査等へと発展するこ とが少なくなく、この場合両者は一連の手続として連続し て行われることなどから、任意捜査(197条1項本文)と 同様の規律を及ぼすべきである。

したがって、強制捜査手続によらなければ許されないよ うな強制手段に至らない程度の有形力の行使は、強制にわ たらない限り許容され得ると解する。

具体的には、職務質問及びこれを行うための停止行為の 必要性、緊急性、これによって害される個人の利益と得ら れる公共の利益との権衡等を考慮し、具体的状況の下で相 当と認められる限度において許容されると解する。

(3) 本件で、Y車は、C交差点の数100メートル手前まで来 ← あてはめ ると停車し、Yが自動車から降りてハンドバッグを抱えな がら反対方向へと走って行っている。かかる不審な行動か ら質問の必要性が肯定でき、YはPが声をかけた際、無言 で走り続けようとしており、質問を継続する緊急性も肯定 できる。

さらに、Pの行動はYの背後から左の肩に手を掛け、後 方に向かって力を入れることでYを反転させるというもの であり、移動の自由に対する侵害の程度は軽微であり、必 要最低限の有形力の行使にとどまっている。

以上から、上記行為は具体的事情の下で相当と認められ る限度にとどまっているといえ、適法である。

2(1) 次に、Yの承諾なくハンドバッグを取り上げて中を一瞥 ← 承諾なき所持品検査の可否

← 所持品検査における判例の 判断基準を援用しました

した行為は適法か。

(2) まず、所持品検査自体は法の根拠がないが、職務質問の ← 論証 付随行為として適法であると解する(警職法2条1項)。 ただし、所持品検査は職務質問の付随行為として許容さ れる以上、所持人の承諾を得て行うことが原則である。 では、承諾のないままこれを行うことが許されるか。 これを安易に許せば、捜索・差押えなどの強制捜査に令 状を要求した法の趣旨が潜脱される可能性がある。しかし、 一切の所持品検査ができないとなれば、犯罪の予防・鎮圧 といった行政警察活動の目的を達することができない。

したがって、捜索に至らない行為は、強制にわたらない ←判断基準 限り許容され得ると解する。具体的には、検査の必要性、 緊急性、検査により害される個人の利益と得られる公共の 利益との権衡等を考慮し、具体的状況の下で相当と認めら れることを要するというべきである。

(3) 上記Pの行為は、その態様からしてYの意思を制圧する ようなものではなく、捜索に至らないことは明らかである。 そして、Yは上記のような不審な行動をとっていること、 事情聴取に応じずハンドバッグを抱えるなどの抵抗を示し ていることから、必要性・緊急性が認められる。一方、Pの 行為は封がされていなかったハンドバッグの中を一瞥した というものであり、内部への侵入を伴うものではなく、 Y のプライバシーに対する配慮がなされており、相当である。 したがって、本件の所持品検査は適法である。 以 上

8

● 合格者の問題メモ

A県B市内のC交差点では、飲酒運転による事故が多発していた。そこで、これを予防するため、B警察署は、自動車検問を実施することにした。担当に当たったPは、夜10時から、C交差点を通行する自動車全台を対象として、停車させ、免許証の提示を求めるとともに、必要があると判断された場合には、呼気検査の方法により、体内のアルコール濃度を計測することにした。Pは、以上の方法に従い、C交差点を通行したXの運転する自動車を停車させ「自動車検問を実施しております。申し訳ありませんが、免許証を見せてもらえますか。」などと言い、Xに免許証の提示を求めた。Pは、免許証を確認した後、Xに対して質問をし、Xが通動目的で運転していること、毎日自動車で通動しC交差点を通ること等を聴取したが、特に不審な言動等が見受けられなかったため、停車させてから1分30秒後に「ご協力ありがとうざいました。気を付けてお帰りください。」などと言って、Xに対する検問を終わらせた。

その後、PがC交差点で待機していると、C交差点に向かってくるYが運転する自動車(以下「Y車」という。)を発見した。Y車は、C交差点の数100メートル手前まで来ると停車し、Yが自動車から降りて、ハンドバッグを抱えながら反対方向へと走って行った。Pは、これを見て不審に思い、Yを走って追いかけて行き、Yに手が届く距離まで来ると「ちっと、あなた。停まってくださいよ。」などと声をかけた。しかし、Yが無言で走り続けようとしたため、Pは、Yの背後から左の肩に手を掛け、後方に向かって力を入れることで、Yを反転させて走行を阻止した。停止したYは、ハンドバッグを両手で抱えたまま、落ち着かない様子でいた。Pは、Yに対して、いきなり走り出した理由を繰り返し聞いたが、Yは「特に理由はありません。」などと言って取り合わなかった。そこで、Pは、大事そうに抱えているハンドバッグが怪しいと思い、ハンドバッグを見せるよう求めたが、Yがこれを拒否したため、これを取り上げた。Pは、取り上げたハンドバッグに対がされていなかったため、上から一瞥すると、中に拳銃が入っていたことから、Yをその場で、銃刀法違反の罪により、現行犯逮捕した。

PのX及びYに対する捜査の適法性について、論じなさい。

● 合格者の答案構成

× -- 一斉採問 、注解推押批 、 限界

Y 瓶務學問(堅無足2年)

有形为人后使の可否、程度

所持品、採查

一法的服拠、種限界

● 合格者の答案例

第1 人に対対捜査の直派性について

- → Pが、Xト村にてらた投査は、(京巻をも直月32回動車室 台色対象として行う自動車提問で表り、いわ帽ー斉を面接門 である。この一斉を直接間たついては、明久の規定が至いて 直派性に関して、まず、活所投換の存無が問題でまる。
- (1) この点については、警察派2乗1項が 警察の金務でしてで 通の取締、を挙げている。この 友面の取締という金務を果 たまため、 左面取締回的の一有模問を行うことも許さ 本まて解する。
- (2) したからて、Pは、発祭法2年2項を根拠ルー春を配わりを行うことができる。
- 2 も、とも、一斉挟門は、自動車利用者の「動を制料なる」 ことに 紹佐州、色制的に許されるトロンはまい、ていて一春夕 画挟問の限界が問題できる。
- (1) これ点、警察派2年2項の趣当十、任意投資上的は3警察比例の原則(197年1項)の趣当から、必要性、相当性が認められる発明で、許定これるで降する、異体的には、②を通定をかみ発する場合で、②を通定をの取得する目的でし、② すべての車両を対象でし、② 投資分の停止と取れ、② 住意の協力を求めるがです。対して、近方とご利用者の自由を不当に教材しな一方法で行われれば、直流で記し、古門では、Pは、C を発きで自動車を台を対象とし

て行っているか(自た足)、C交差とは 飲酒 建築による車のかっ たいていた 成であった(のた足)、こして、PI、飲酒 建造の 子称を目的として行っており(面た足)、停車してもらい、急 弁証の提示を よかるまで、任意の協力を求める形でける よていた 向た足)、また、治に不審まとが まけわままでは 横門 と終わるまでであり、大い 付しても 1万30分往後で 終わるせていた。こうなど、松崎かの 停止を ぶし

(②た足). (3) したからて、PのXル村ま3 楔置は、一春左直接問としてよ

1 Pは、Yに対し、Yを停止させ、いきまりをり出した理由を を機関している。Yは、Cを差さの数/ooメールチ前まで来る と停車し、自動車かる降りて、ハンドバッケで放えし反対が にをり出すという不審を行動を持っており、このようを運輸す 舞動かる。「同るかの犯罪と「犯えうとしていると疑うに足りる 租当を理由のめる為」にあたる(登案官職務執入方法(少下、 を職法)2条1項)。したかいこ、Pは、Yに対し、職務領門 (運輸上2条1項)。したがここる。

2 もっとも、Pは、Yに対して 破務質問を行う際、Yの左属は チをかけ走行を阻止しており、有形がを行使している。この

10

また、蔵務庭園の歴に有刊かる15年73、と任計されるか。
(i) これ生、北海子16年の15年至末活動の日的を再成了3天 れ、顧務庭門の降に一定が程度の有刊かの15使任必要 である。たか 停止こせて、と親なしているのも、これら手無 当からである。もいも、稲務復園は、社志子段であり、上植像 深のおてみもあることが3変割的に15年73とは計る水平、2 こて、連割に至るまで4年の有刊かの15年1年、必要から相当と 式め3よる範囲で計せるとと約73。

- ロ PIA、Yを停止させるため、停まってくたさいよることをとか 17にふるか、YIA 無言で走り続けようとしていた。こうするで存止 ではるために 有形のでの使する必要性は高い。また、行体の無 振も左肩に手を掛け YE 圧転させ近らを脚止している程度で ある。したからて、Pの有形かの伝統は、Yを停止させるために必 変かっ 相当ま範囲でいる木といる。まて、Pのの多のほとである。 3 Pが Yn ントハックで取り上げ、内部を一へっしたの本体が 添か。
- 11) Pの(1)あは、いわける所結晶模型であるが、直接の明之の 規定はる。もの、 口頭で付われる 磁発集門 と窓径に関連 し、この実的性 も気によして 必要性・ 頂用性 の窓められる (2) であるかる、 整職法 2年 1項により 職 特集 門に 付価して (7) ことが ごさる。

てして、所持品検査は任意手段であるので、所持人の承認を

得で157のが原則であるが、永远の私場金に一切でまか、 いと別と 職務優問の目的と尾成ないとがでままいてご で、捜索に至るま一種戻の ((為は、)建制におなる一般り所 行品柱直の 反要性・緊急性、具体的状況の下で独当性が必 めらわる場合に通法と名3と解する。

12) Pは、Yがハンドバフで見せむことを確なしているにもかかあるす、Yからハンドバフで取り上げ、自己に占有を続しているこのもが、 T方生説得はあるだれず、所指とか 時本 拒否を明示しているまかで、所括品を取り上げるというは 連利 ほれの

したからて、Pの行った信為は、所持品样金の股界と延え 査法である。

4 PがYを現られ建補した行為も、虚法正所持品核益も直 ・ 接利用していることかる虚法となる。

XL

第2問

①マンションの一室での殺人事件につき、被害者と同棲したことのある甲が 自らT警察署に出頭し、アリバイがある旨弁明したが、裏付け捜査によりこれ が虚偽だと判明し、②甲の嫌疑が強まったため、捜査官Pらが某日早朝、③T 警察署付近にある甲の自宅に赴き、④甲に任意同行を求めると、甲はこれに応 じた。PらはT警察署で甲の取調べを行い、甲は同日夜に犯行を認めた。⑤P らは、同日午後11時過ぎに一応の取調べを終えたが、甲から自宅に帰りたくな いので旅館に泊めてもらいたい旨の申出(答申書)を受け、⑥同署近くのビジ ネスホテルに捜査官4.5名とともに甲を宿泊させ、⑦1名の捜査官は甲の隣 室に泊まり込む等して甲の挙動を監視した。翌朝、⑧ Pらが自動車で甲を迎え に行き、同署で午後11時頃まで取調べをし、同夜も甲が帰宅を望まないため近 くのホテルに送り届けて宿泊させた。 ⑨次の2日間も昼から深夜にかけて取調 べをし、夜はホテルに宿泊させた。⑩各夜とも、ホテル周辺に捜査官が張り込 み甲の動静を監視した。なお、⑪宿泊代金は4日目の分以外は警察が支払った。 この間の取調べでPらは甲から自白を得たが、決め手となる証拠が不十分だっ たので甲を逮捕せず、迎えに来た母らと帰郷させた。警察はその後2か月余り 捜査を続けた上で甲を逮捕した。

Pらの捜査の適法性を論ぜよ。

■出題論点

| ・任意同行と実質的逮捕の区別 | |
|----------------|--|
| ・ 任章取調べの限界 | |

■問題処理のポイント

本問は、最決昭59.2.29【百選6】を素材とする、いわゆる宿泊を伴う取調べの 適法性を問うものです。同決定は高輪グリーンマンション事件として非常に著名で あり、この問題に関する最重要判例です。

任意取調べの限界の問題では、第1段階として実質的逮捕に至っていないか(強制捜査に至っていないか)を検討し、第2段階として、任意取調べの限界を検討する(任意捜査の限界を超えていないか)というステップを踏む必要があります。

ただし、明らかに実質的逮捕に当たらないような事案では、第1段階について詳しく検討する必要はありません。この辺りは、強制捜査と任意捜査の区別、任意捜査の限界についての検討と同様です。